

サービスロボット実証実験支援事業 募集要領

1 事業の目的

本事業は、相模原市内に所在する企業等が開発または開発に関与するサービスロボットの事業化を促進するため、実証実験やそれに伴う事業PRを委託することで、「ロボットのまち さがみはら」を代表する製品や企業を創出することを目的に実施する。

2 対象事業

次のいずれかに該当するサービスロボットの実証実験を相模原市内で実施する事業

- (1) 市内に事業所を有する企業等が開発したサービスロボット
- (2) 市内に事業所を有する企業等が開発に関与したサービスロボット
- (3) 市内に事業所を有する企業等が持つ技術や製品を搭載したサービスロボット

3 対象者

次のいずれかに該当する企業等

- (1) 市内に事業所を有する企業等
- (2) 市内に事業所を有する企業等と共同でサービスロボットの開発を行う企業等

4 事業内容

(1) 委託費について

委託費は、委託契約に基づき提案企業等が実施した事業に対する対価として支払われるもので、実証実験等に必要経費を対象とし、上限額は50万円(税込)とする。

経費は次のとおり。

ア. 安全対策費	実証実験の安全確保のために必要な役務等に対する経費 例) 保険料・保安員委託費 など
イ. 謝礼等	実証モニターや専門家等への協力に対する謝礼等 例) 粗品代・謝金
ウ. 会場使用料	実証実験を行う場所や実証実験の控え室等確保に必要な費用 例) 会場代・会場設備費 など
エ. 人件費	実証実験の当日や準備・撤収の際に、時給又は日給で給与を支払う場合の経費 例) 臨時スタッフ給与(交通費含む) など

オ. 機器レンタル料	実証実験の実施に必要な機器のレンタル費用 例) モニター、計測器など
カ. ロボット運搬費	実証実験の場所までロボットを移動するための費用 例) 実証場所までの運搬費、レンタカー代(ガソリン代・高速道路使用料等含む) など
キ. 申請・審査手数料	実証実験の実施に必要な申請・審査のための費用 例) 倫理審査申請料・特許申請費用 など
ク. 広報費	実証実験の広報に必要な費用 例) 実証のチラシ印刷代、実証当日の掲示パネル など (対象外) 対象ロボットの営業用パンフレット
ケ. 消耗品費	実証実験に必要な消耗品の購入費用 例) 養生テープ・コピー紙 など
コ. 役務費	実証実験に必要なサービスを利用した際の費用 例) 動画作成費、現状復帰のための会場清掃代 など
サ. その他の経費	実証実験の実施に特に必要と認められる費用
シ. 一般管理費	ア～サ合計の最大10%の計上が可能

※税込金額で計上

(2) 実証実験について

本事業の目的から、提案者が実施する実証実験は原則、公開するものとする。

(3) 実証実験場所について

実証実験場所は提案者自らが確保することが望ましい。確保が難しい場合には、提案者が希望する実証実験場所の確保に相模原市及びさがみはら産業創造センター(以下、「S I C」という。)が協力するものとする。

(4) その他

実証実験等を実施する際は、関係法令を遵守するとともに、周囲の安全に配慮し、市民やその他施設等へ危険が及ばないよう適切に実施すること。なお、実証実験の実施にあたっては保険等に加入すること。

5 実施の流れ

(1) 提案書類の提出

提案者は所定の書類を期日までにS I Cに提出する。

(2) 審査及び採択

有識者により構成された審査会において、提出された事業計画の実現性、独創性、地域性、将来性等の観点から書類及びプレゼンテーションによって総合的に審査を行い、採択者を決定する。

<審査項目>

□前提条件	応募対象に相違ないか（会社所在地や対象のロボットなど）
□実現性	①実証の目的（何を検証したいのか）が明確である ②実証計画が無理なく現実的である ③計上した予算が妥当である ④実証成果を事業に還元し、製品等をブラッシュアップできる体制が整っている ⑤市場がありターゲットが明確である
□独創性	①既製品と類似したものがない製品である ②既存市場の中でも独自の着眼点を持つ製品である（差別化ができています） ③市場競争力がある製品である
□地域性	①地域に根差した企業である（市内に本社を有するなど） ②産産連携・産学連携などによる、地域活性化に資する取組みである。 ③地域課題を解決する製品等である
□将来性	①将来的な販売・普及体制が整っている。（明確なビジョンがある） ②企業や製品に「ロボットのまち さがみはら」のアイコンとなりうるポテンシャルを有している
□加点項目	①過去、相模原市中小企業研究開発補助金で採択された ②その他記載の項目以外で評価する事項

(3) 委託契約の期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

(4) 結果の報告及び支払い

採択者は、令和6年2月29日（木）までに、実証実験の結果報告書（指定書式）により実証実験の結果を報告する。その後、経費に係る必要書類（見積書、請求書、領収

書、振込証明書など金額及びその支払いの事実が確認できる書類)を確認し、委託費を支払う。

(5) その他

相模原市及びS I Cから、主催イベント等への参加を採択者に依頼した場合は可能な限り協力すること。また、事業終了後についても同様とする。

6 提案方法

(1) 提出書類

- ①提案書(様式第1号-1)
- ②実施計画書(様式第1号-2)
- ③収支計画書(様式第1号-3)
- ④その他(会社概要、ロボットのカタログ等)

(2) 提出期限

令和5年7月31日(月)17時まで

(3) 提出先(郵送又は持参)

株式会社さがみはら産業創造センター
〒252-0131 相模原市緑区西橋本5-4-21

7 問い合わせ先

株式会社さがみはら産業創造センター
TEL. 042-770-9119
MAIL robot-center@sic-sagamihara.jp

※本事業は、相模原市からの委託事業「ロボット導入支援事業」の再委託として実施します。